

(様式1-4)

大船渡市 復興交付金事業計画 平成32年度 復興交付金事業等

省庁名: 国土交通省

令和2年11月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備 考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特 定市町村又は特定都道県 以外の者が負担する額を 減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
10	D - 5 - 1	災害公営住宅家賃低廉化事業	盛・大船渡・末 崎・赤崎・鰯ノ 浦・猪川・日頃 市・綾里・越喜 来	市	市	直接	3/4	(0)	0	(0)	0	【他事業より流用】(令和2年1月10日) 流用元: D-23-1 防災集団移転促進事業(事業計画策定費) 流用額: 245,447千円(国費: H23繰越予算214,767千円) 流用元: D-23-2 防災集団移転促進事業(小畑浦地区) 流用額: 9,052千円(国費: H23補正予算4,420千円) 流用元: D-23-3 防災集団移転促進事業(門之浜地区) 流用額: 1,031千円(国費: H23補正予算902千円) 流用元: D-23-4 防災集団移転促進事業(田浜地区) 流用額: 934千円(国費: H23補正予算817千円) 流用元: ◆D-1-1-2 防災行政無線整備事業 流用額: 3,558千円(国費: H23補正予算3,114千円) 流用元: D-23-e 防災集団移転促進事業(泊地区) 流用額: 1,114千円(国費: H23補正予算974千円) 流用元: D-23-8 防災集団移転促進事業(港・岩崎地区) 流用額: 6,304千円(国費: H23繰越予算5,516千円) 流用元: D-23-9 防災集団移転促進事業(浦浜東地区) 流用額: 1,163千円(国費: H23繰越予算1,017千円) 流用元: ★F-2-1-1 市街地復興効果促進事業 流用額: 14,061千円(国費: H23繰越予算12,303千円) 流用元: D-1-22 道路改良事業(細浦地区) 流用額: 1,330千円(国費: H26当初繰越予算1,164千円) 計279,994千円(国費: 244,994千円) 流用後交付対象事業費2,068,801千円(国費: 1,810,197千円)	
11	D - 6 - 1	東日本大震災特別家賃低廉化事業	盛・大船渡・末 崎・赤崎・鰯ノ 浦・猪川・日頃 市・綾里・越喜 来	市	市	直接	1/2	(0)	0	(0)	0	【他事業より流用】(令和2年1月10日) 流用元: D-1-22 道路改良事業(細浦地区) 流用額: 34,087千円(国費: H26当初繰越予算25,565千円) 流用後交付対象事業費: 267,151千円(国費: 200,359千円)	
30	D - 5 - 2	災害公営住宅家賃低廉化事業	大船渡市	県	県	直接	3/4	(131,626) 0 <131,626>	(131,626) 0 <131,626>	(115,172) 0 <115,172>			
31	D - 6 - 2	東日本大震災特別家賃低廉化事業	大船渡市	県	県	直接	1/2	(16,917) 0 <16,917>	(16,917) 0 <16,917>	(12,687) 0 <12,687>			
49	D - 1 - 7	まちづくり連携道路整備事業	(主)大船渡広 田陸前高田線 船河原	県	県	直接	2/3	(1,056,804) 0 <1,056,804>	(1,056,804) 0 <1,056,804>	(871,863) 0 <871,863>			

(様式1-4)

大船渡市 復興交付金事業計画 平成32年度 復興交付金事業等

省庁名: 国土交通省

令和2年11月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特 定市町村又は特定都道県 以外の者が負担する額を 減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
50	D - 1 - 8	まちづくり連携道路整備事業	(一)碓石海岸 線 末崎～碓 石	県	県	直接	2/3	(288,789) 0 <288,789>	(288,789) 0 <288,789>	(238,250) 0 <238,250>			【他事業より流用】(令和元年10月7日) 流用元:宮古市D-1-4まちづくり連携道路整備事業(石浜) 流用額:H4328,485千円(国費:7,000千円) 流用元:釜石市D-1-6まちづくり連携道路整備事業(室浜) 流用額:H4322,857千円(国費:2,357千円) 流用元:野田村D-1-8まちづくり連携道路整備事業(野田) 流用額:H4328,888千円(国費:7,332千円) 流用後交付対象事業費:3,516,020千円(国費:2,900,714千円) 【他事業へ流用】(令和2年11月13日) 流用元:陸前高田市D-1-2まちづくり連携道路整備事業(今泉 大崎) 流用額:H432164,974千円(国費:136,103千円) 流用後交付対象事業費:3,351,046千円(国費:2,764,611千円)
124	D - 1 - 25	まちづくり連携道路整備事業	(大船渡市) (主)大船渡綾 里三陸線 赤 崎	県	県	直接	2/3	(1,128,000) 0 <1,128,000>	(1,128,000) 0 <1,128,000>	(930,600) 0 <930,600>			
161	◆ D - 17 - 2 - 5	地ノ森(新田)地区内水排水対策事業	大船渡地区	市	市	直接	4/5						【他事業より流用】(令和2年5月19日) 流用元:★F-2-1-1市街地復興効果促進事業 流用額:21,000千円(国費:H23繰越予算16,800千円) 流用後交付対象事業費:423,858千円(国費:339,085千円)
165	D - 5 - 3	災害公営住宅家賃低廉化事業(補助率変更分)	盛・大船渡・末 崎・赤崎・鰯ノ 浦・猪川・日頃 市・綾里・越喜 来	市	市	直接	2/3	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>			【他事業より流用】(令和2年1月10日) 流用元:D-1-22 道路改良事業(細浦地区) 流用額:99,692千円(国費:H26当初繰越予算83,076千円) 流用元:D-1-24 道路改良事業(野々田川口橋線) 流用額:83,549千円(国費:H27繰越予算69,624千円) 計183,241千円(国費:152,700千円) 流用後交付対象事業費:286,810千円(国費:239,007千円)
169	D - 5 - 4	災害公営住宅家賃低廉化事業【補助率変更分】	大船渡市	県	県	直接	2/3	(43,080) 0 <43,080>	(43,080) 0 <43,080>	(35,900) 0 <35,900>			
170	◆ D - 23 - 17 - 1	永浜・山口地区残土処分事業	大船渡市	県	県	直接	4/5	(525,000) 0 <525,000>	(525,000) 0 <525,000>	(420,000) 0 <420,000>			
合計額								(3,190,216) 0 <3,190,216>	(3,190,216) 0 <3,190,216>	(2,624,472) 0 <2,624,472>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	

都道県名	岩手県	担当部局名		担当者氏名	
市町村名	大船渡市	電話番号		メールアドレス	

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(様式1-4)

大船渡市 復興交付金事業計画 平成32年度 復興交付金事業等

省庁名: 国土交通省

令和2年11月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備 考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特 定市町村又は特定都道府 県以外の者が負担する額を 減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)= $a \times b + (c - a \times b) / 2$ 効果促進事業等の場合 (d)= $0.8c$	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)= $d - e$	

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注4)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に制度要綱第1の7の④に該当した場合に記載する。

(注6)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。